

金沢都市計画公園の変更（金沢市決定）

1. 都市計画公園中 2・2・101 号問屋町第 2 児童公園ほか 1 公園を次のように変更する。
2. 都市計画公園中 2・2・100 号問屋町 3 丁目児童公園を廃止する。

上段赤書きは変更前

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	2・2・100	問屋町 3 丁目児童公園	金沢市 問屋町 3 丁目地内	約 0.34ha	廃止
	—	—	—	—	
街区公園	〃	〃	〃	約 0.42ha	
	2・2・101	問屋町第 2 児童公園	金沢市 問屋町 2 丁目地内	約 0.64ha	
街区公園	〃	〃	〃	約 0.39ha	
	2・2・125	三口町第 1 児童公園	金沢市 三口町火部地内	約 0.37ha	

「区域は計画図表示のとおり」

●理 由

2・2・100 号問屋町 3 丁目児童公園、2・2・101 号問屋町第 2 児童公園及び 2・2・125 号三口町第 1 児童公園は、個々の土地区画整理事業において整備された公園であり、道路や河川を挟んで近接して配置している。

また、3 公園のうち、問屋町 3 丁目児童公園及び問屋町第 2 児童公園は、開設後 40 年近く経過し、施設の老朽化が進んでいることから、再整備の必要性が生じている。

今回、3 公園を一体的な公園として再整備し、機能性や利便性の増進を図るため、問屋町 3 丁目児童公園を廃止し、問屋町第 2 児童公園及び三口町第 1 児童公園の区域を変更するものである。

位置図
 金沢都市計画公園の変更
 (問屋町3丁目児童公園, 問屋町第2児童公園, 三口町第1児童公園)



